

別表 リスクの負担区分

リスクの種類	内 容	負担区分	
		発注者	受注者
法令の変更	受注者が行う広告事業及び維持管理業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
資金調達	必要な資金の確保		○
物価	物価変動		○
金利	金利変動		○
不可抗力 ※1	広告事業の変更、中止、延期	協議事項	
本事業の中止・延期	発注者の責任による遅延・中止 ※2	○	
	第三者の原因による遅延・中止		○
	受注者の責任による遅延・中止		○
	受注者の事業放棄・破綻		○
申請費用	各種申請費用の負担		○
需要変動 ※3	当初の需要見込みと異なる状況		○
維持管理費の膨張	広告枠及びサインの維持管理経費の膨張		○
プロムナード施設等の損傷 ※4	広告の掲載及び撤去並びに維持管理上の瑕疵によるもの		○
債務不履行	発注者の責任による契約内容の不履行	○	
	受注者の責任による契約内容の不履行		○
損害賠償	広告の掲載及び維持管理並びに撤去の際の事故により発注者または第三者に損害を与えた場合		○
プロムナードの閉鎖または通行止め ※5	発注者の責任による連続する7日間以上の場合	○	
	発注者の責任による連続する7日間未満の場合		○
	道路管理上の作業のための通行止め		○
	プロムナード及び接続施設のメンテナンス等の場合		○
	第三者の責任・原因による場合		○
広告枠、サイン及び広告の損傷 ※6	プロムナード施設等を原因とするもの	○	
	不慮の事故によるもの（人為的要素を含む。）		○
サイン情報の更新費用	サインに表示している本市施設の変更に伴うもの		○
その他	これらに該当しない事象が発生した場合		○

※1 不可抗力とは、自然災害（地震・台風等）、感染症等の拡大、その他自然的又は人為的な事象であって、外部から生じた原因でありかつ受注者及び発注者がその防止のために相当の注意をしても防止できないものをいう。

- ※2 発注者の責任により、広告枠の一部が使用できなくなった場合、別紙3-1「広告枠の寸法及び状態」に記載している面積に基づいた広告面の総合計面積をもとに、広告面面積割及び日割で使用料を計算し、既に使用料を納付している場合は、差額を返還し、納付前の場合は、減額して請求する。
- なお、発注者は、受注者に対し、使用料の返還または減額以外、損害賠償、損失補償その他名目の如何を問わず金員の支払を行わない。
- ※3 発注者の施策で新たに案内サイン、掲示板、広告枠等を設置し、別途広告事業者を募集する場合がある。この場合、契約金額の変更、損害賠償、損失補償その他名目の如何を問わず金員の支払を行わない。
- ※4 広告事業実施に伴うプロムナード施設等の損傷リスクの対応
- 広告枠及びサインの維持管理並びに広告掲載及び撤去作業上の瑕疵により、プロムナード施設等が損傷した場合は、受注者の負担とする。
- ※5 プロムナードの閉鎖または通行止めの場合のリスク対応
- i 発注者の責任による連続する7日間以上の閉鎖または通行止めを行う場合、納付した使用料を、「※2」に記載同様に取り扱う。日割計算は7日目を起算日とする。
- なお、発注者は、受注者に対し、使用料の返還または減額以外、損害賠償、損失補償その他名目の如何を問わず金員の支払を行わない。
- ii 発注者の責任による連続する7日間未満の閉鎖または通行止めを行う場合、使用料を返還し、または減額しない。
- また、損害賠償、損失補償その他名目の如何を問わず金員の支払を行わない。
- iii 道路管理者が、緊急的な対応、作業等を行う場合、受注者は、道路管理者に協力しなければならない。
- なお、この場合、使用料を返還し、または減額しない。また、損害賠償、損失補償その他名目の如何を問わず金員の支払を行わない。
- iv プロムナードの接続施設の休業並びに当該接続施設またはプロムナードのメンテナンス等の事情によりプロムナードを閉鎖する場合、使用料の返還または減額をしない。
- また、損害賠償、損失補償その他名目の如何を問わず金員の支払を行わない。
- v 第三者が原因として起こった事故、事件等により、プロムナードが閉鎖または通行止めになった場合、使用料の返還または減額をしない。また、損害賠償、損失補償その他名目の如何を問わず金員の支払を行わない。
- ※6 広告、広告枠及びサインの損傷リスクについて
- i プロムナードの構造を原因として、広告、広告枠及びサインが損傷した場合は、発注者の負担とする。この場合に発注者が負担する費用は、修繕にかかる費用のみとし、受注者は、事前に発注者に修繕内容及び見積書を提示し、発注者の

同意を得たうえで修繕を行うものとする。

なお、発注者の同意なしに修繕を行った場合、発注者は、その修繕費用を負担しない。

- ii 不慮の事故（人為的要素を含む。）により、広告、広告枠及びサインが損傷した場合は、事前に発注者の同意を得たうえで、受注者の負担により、受注者がその修繕を行うものとする。